

デジタル放送推進のための行動計画

(第5次)

2004年12月1日

地上デジタル推進全国会議

目 次

基本的考え方	．．． 1
デジタル放送受信機の普及促進をはじめとする関係者の具体的取組等	．． 4
1 デジタル放送受信機の普及促進	
（１）地上デジタル放送受信機の普及目標	．．． 4
（２）衛星デジタル放送等の受信機の普及促進	．．． 6
2 関係者連携によるデジタル放送の推進	．．． 7
（１）全国展開に向けた環境整備について	．．． 7
（２）各関係者の具体的取組	．．． 10
ア 地上テレビ放送事業者	
イ 地上デジタルラジオ放送事業者	
ウ B Sテレビ放送事業者	
エ C Sテレビ放送事業者	
オ ケーブルテレビ事業者	
カ 受信機メーカー、販売店等	
キ 地方公共団体	
ク 社団法人地上デジタル放送推進協会（D - P A）	
（３）連携体制の整備について	．．． 17
周知・広報活動等の推進	．．． 18
（１）周知・広報活動の推進	．．． 18
（２）個人情報の適正な取扱いに関する取組の推進	．．． 19
政府の取組	．．． 20
行動計画のフォローアップ等	．．． 21
（別表１）地上デジタルテレビジョン放送開局ロードマップ（親局）	．．． 22
（別表２）地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等	．．． 24
（別添） 地上デジタル放送の周知・広報アクションプラン	．．． 25

「デジタル放送推進のための行動計画」について

- ・総務大臣の懇談会である「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」において策定。
（第1次行動計画：2002年6月、第2次行動計画：2003年1月、第3次行動計画：2003年4月）
- ・2003年5月に同懇談会の提言を受けて「地上デジタル推進全国会議」が設立され、本行動計画を承継。
（第4次行動計画：2003年10月）

基本的考え方

「デジタル放送推進のための行動計画」は、デジタル放送に関するあらゆる関係者が一体となってデジタル化を強力に推進していくための基本計画である。各関係者がこの行動計画に定めたそれぞれの役割を推進しつつ、相互に連携・協力して取り組んだ結果、2003年12月1日、東京・名古屋・大阪の三大都市圏において、地上デジタルテレビジョン放送がスケジュール目標どおり開始された。

放送開始以降も、視聴可能エリアの円滑な拡大に向けてアナログ周波数変更対策が順調に進捗するとともに、10月には富山及び茨城で、11月には岐阜においても放送が開始され、また受信機の出荷台数の増加等も進むなど、普及は着実に進展しており、2006年までの全国展開及び2011年までのデジタル放送への完全移行に向けて、地上デジタル放送はおおむね順調なスタートを切ったと言える。

(参考) 地上デジタル放送受信機出荷台数 33.1万台【開始前】 163.2万台【2004年10月末現在】
地上デジタル放送対応CATV用セットトップボックス 約80万台【2004年10月末現在】

地上デジタル放送が開始されたことによって、衛星、ケーブル、地上の各分野で放送メディアがデジタル化に向けたスタートを切ったこととなる。デジタル放送は、おおむね「順調なスタート」から「視聴者の一層の理解と利活用の推進を前提とした、全国普及の加速」へと、今後新たなステップに入ると言える。

政府の「e-Japan戦略」(2003年7月2日IT戦略本部)においては、「2011年までに、地上テレビジョン放送のデジタルへの移行を完了し、全国どこでもデジタルテレビの映像が受信できるような環境を整備する」という目標が掲げられているが、これを受けて、「e-Japan重点計画2004」(2004年6月15日IT戦略本部)においては、今後重点的に推進すべき施策として、「地上デジタル放送による新たなサービスの利活用の推進」が盛り込まれ、関係省庁が連携して取り組むことが新たに明記されたところである。

地上デジタル放送による新たなサービスの利活用の推進 (総務省、文部科学省、厚生労働省)

遠隔医療や遠隔教育等の促進の一方策として地上デジタル放送の高度な利活用を図り、併せて、2006年度までの携帯受信サービスの実用化や、2008年度までの蓄積型放送及びそれに伴う新たなアプリケーションを可能とするサービスの実用化を促進するため、教育、医療、防災等公共分野における地上デジタル放送の高度な利活用の在り方について検討する。

教育における地上デジタル放送の活用の推進 (文部科学省、総務省)

地上波テレビ放送のデジタル化を踏まえ、2007年度までに地方の自主的な取組を促進するため、双方向性を活かした新しい形態の授業など、学校教育におけるデジタル放送の効果的な活用方策について検討を行う。

< 「e-Japan重点計画2004」(2004年6月15日)より >

放送のデジタル化は、これまで一方的に視聴者が受け身でサービスを楽しんでいた視聴の形態を革命的に変革し、国民、視聴者自らが能動的に働きかける視聴スタイルを現出させ、国民に、今までの放送にない高度で多彩なサービス（ ）を提供することにより、アナログ技術の段階では考えられなかった様々な視聴形態を可能とするとともに、国民共有の資源である電波の利用効率を飛躍的に高め、更なる高度利用への可能性を拓くものである。

また、高度な利活用の促進により様々な市場の創出がなされれば、高度サービスの実現に係る様々な経済波及効果も期待でき、IT分野をはじめとする我が国の国際競争力の確保・向上に資することが期待される。

このため、我が国は、放送のデジタル化をIT戦略の柱の一つに位置づけているところであるが、2011年までのデジタル放送への完全移行というIT戦略上の目標を円滑かつ確実に実現していくためには、2011年から逆算した取り組むべき事項とスケジュール等の一層の明確化と着実な実行を図っていくことが不可欠である。

また、その際、国民視聴者のニーズに的確に応えつつ、全国普及を更に加速・推進していく観点から、特に以下の点に留意して進めていくことが必要である。

高精細映像、高齢者・障害者用字幕・音声放送サービス、インターネット連携サービス、携帯端末向け放送サービス、サーバー型放送サービス等

視聴者の認知と理解

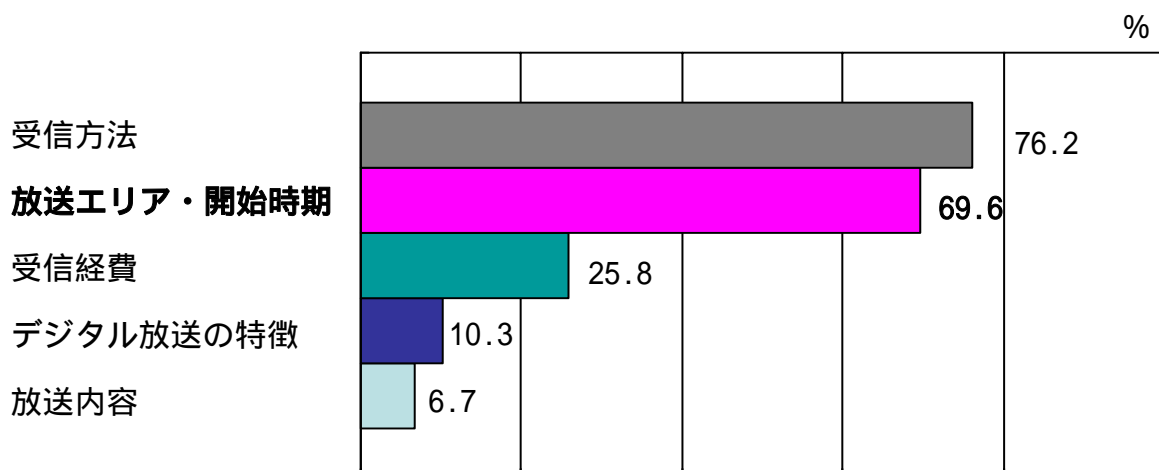
デジタル放送への全面移行とは、全国に普及した既存のインフラであるテレビを全てデジタルに置き換えることである。したがって、国民視聴者にデジタル化の必要性、デジタル放送のメリットや視聴者からの問い合わせの多い受信方法等について十分な認知と理解を得ていくとともに、国民視聴者一人一人のデジタル放送に対する関心やニーズ、現在保有されている受信機器が多岐にわたること（ ）等を踏まえた適切な情報の提供を可能な限り実現し、視聴者における、デジタル放送受信機器や購入時期の的確な選択を可能とする環境を整備していくことがその円滑な実現を図る上からも不可欠である。

現在保有されている受信機は、ハイビジョン映像等の表示に対応した機能を有するものから、アナログの標準テレビ映像の表示機能のみのもので様々である。

放送エリアの早期拡大とその公表

既に、三大広域圏以外の一部の地域において、地上デジタル放送の早期開局の動きが見られるところであるが、他方、総務省が設置しているコールセンターへの放送エリアや放送開始時期に関する問い合わせが全体の約7割（2003年9月末現在。同年3月末では約5割。）に達するなど、こうした点に関する視聴者の関心や期待は高まっており、それに応えていくためには、放送エリアの早期拡大に向けた取組や、放送の開始時期のできるだけ速やかな公表に向けた取組が一層推進されることが必要である。

（参考）総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センターに寄せられた相談内容（複数回答・上位5項目）（2004年9月）



低廉・多様な受信機の普及

デジタルへの全面移行に向け、視聴者の協力を得るためには、デジタル放送受信機の一層の多様化、低廉化を進め、視聴者の選択肢の拡大を図ることが不可欠である。

高度サービスの開発・普及・促進

「携帯端末向け放送」「サーバー型放送」など、デジタル放送ならではの高度で多彩なサービスの開発・普及を促進し、デジタル化の便益を早期に視聴者に還元し、より多くの視聴者からデジタル化に対する理解を得ていく必要がある。

以上のような基本的な認識の下、「デジタル放送推進のための行動計画(第5次)」では、国、放送事業者、メーカー、販売店等の関係者が2011年のデジタル全面移行に向け、以下に掲げる取組を強力に推進することとする。

デジタル放送受信機の普及促進をはじめとする関係者の具体的取組等

1 デジタル放送受信機の普及促進

(1) 地上デジタル放送受信機の普及目標

地上デジタルテレビ放送を受信可能なテレビ等の普及目標については、次のとおりとし、この目標の達成に向けて、国、放送事業者、メーカー等の関係者が一丸となってたゆまぬ努力を行う。

ア 普及目標の対象

現在の地上テレビ放送の視聴環境を維持する観点から、「家庭内で地上デジタルテレビ放送をアナログテレビ放送以上の画質で視聴するために用いられる機器」を普及目標の対象とする。現時点では、以下のような機器が該当する。

地上デジタルテレビ受信機能を持つテレビ受信機

アナログテレビ受信機に接続された地上デジタルテレビ受信セットトップボックス

アナログテレビ受信機等に接続された地上デジタルテレビ受信機能を持つ録画機

ケーブルテレビ経由で地上デジタルテレビ放送を視聴できるセットトップボックス

地上デジタルテレビ受信機能を持つパソコン など

今後の放送サービスの多様化、視聴形態の多様化とも相まって視聴に用いる機器も多種多様なものとなっていくことが想定されるため、視聴実態等に照らし対象の設定が適切であるか等随時検討を行っていくことが重要である。

イ 設定する普及目標

普及世帯数に関する目標（図1）

-) 最終普及目標：2011年初頭までに、全世帯（4,800万世帯）への普及
-) 当面の普及目標
 - ・2006年のワールドカップドイツ大会の時点において1,000万世帯
 - ・2008年の北京オリンピックの時点において2,400万世帯

普及台数に関する目標（図2）

-) 最終普及目標：地上アナログテレビ放送の停止の期限（2011年7月24日）までに、1億台の普及
-) 当面の普及目標
 - ・2006年のワールドカップドイツ大会の時点において1,200万台
 - ・2008年の北京オリンピックの時点において3,600万台

図1 普及世帯数に関する普及目標(ロードマップ)

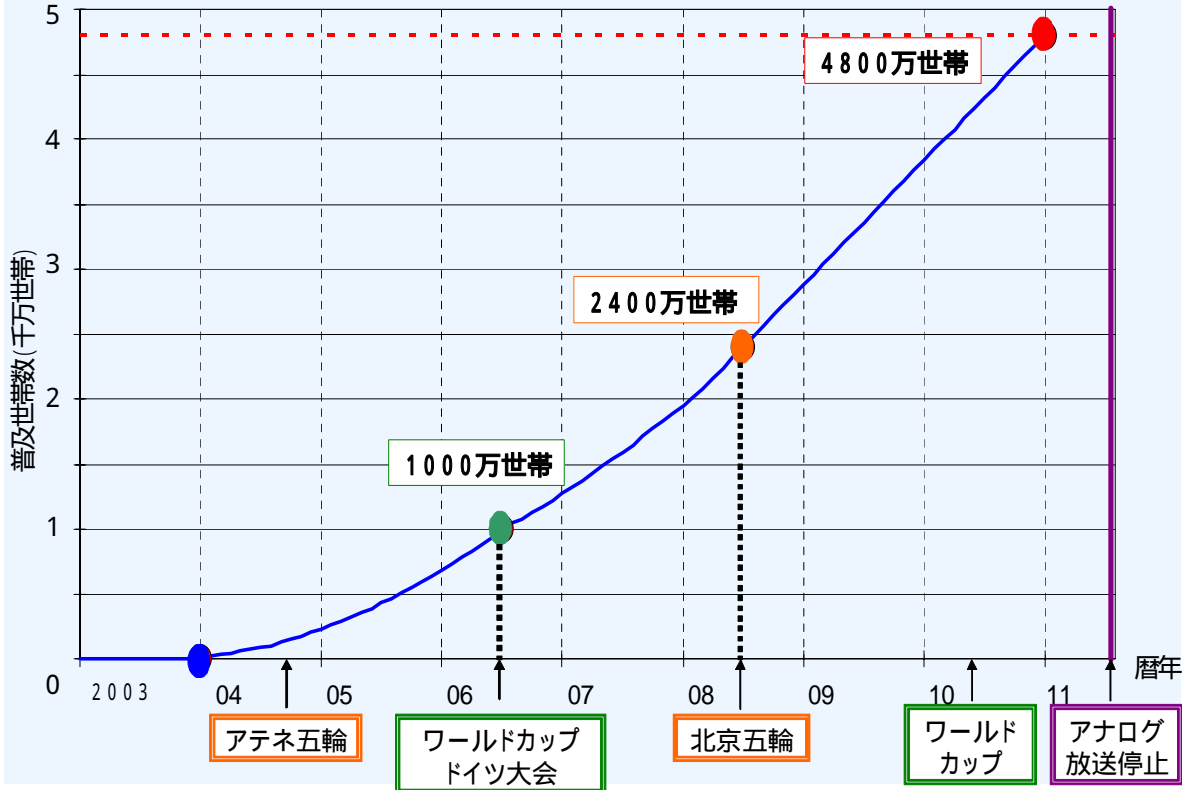
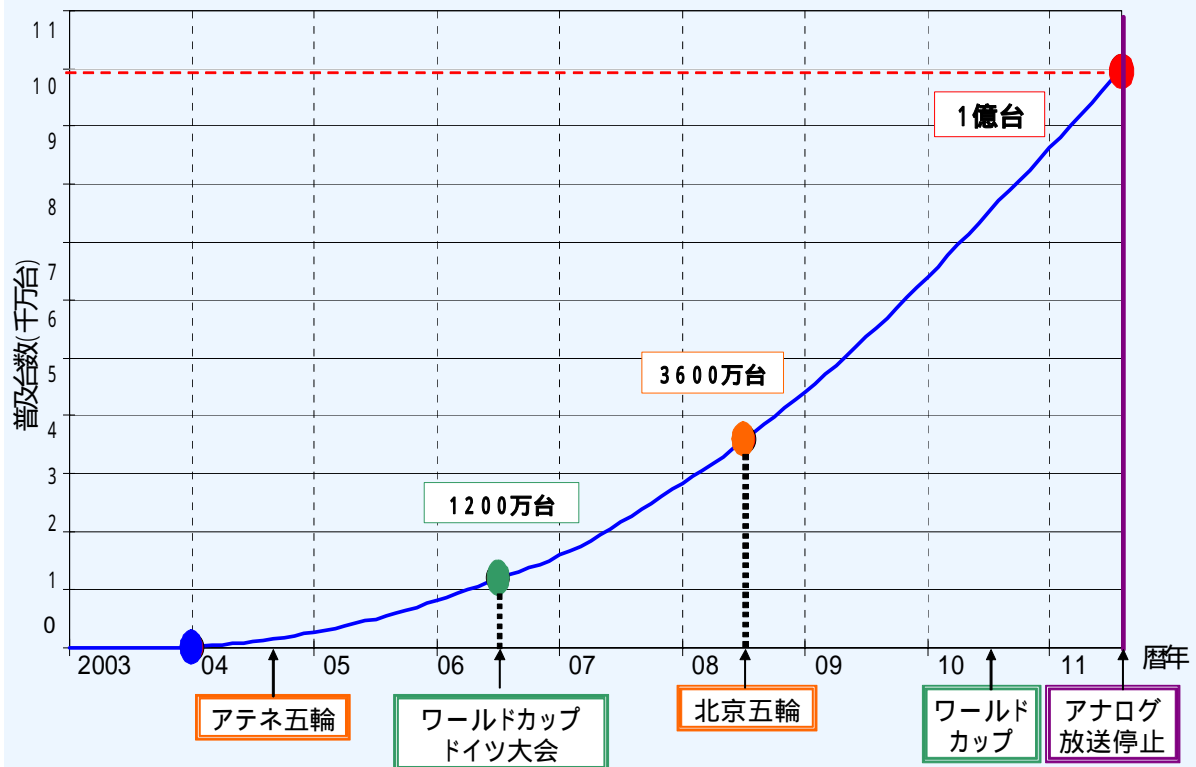


図2 普及台数に関する普及目標(ロードマップ)



ウ 普及状況の把握

地上デジタル推進全国会議普及促進分科会の「普及状況ワーキンググループ」(p21・ 参照)における、受信機の普及状況の把握方法及び対象となる受信機についての検討等を踏まえ、普及状況の調査を行う。

2004 年度においては、関係者の協力を得て、総務省が以下について調査を実施する。

地上デジタル放送視聴可能な世帯及び受信方法(ケーブルテレビ経由又は直接受信等)

世帯における地上デジタル放送視聴可能受信機の台数

なお、本調査に際しては、総務省が毎年実施している「通信利用動向調査」も適宜活用し、受信機メーカーや販売店が行う調査等も併せて、定期的に普及状況を評価する。

エ 普及方策の検討

普及台数に関する目標の達成に当たっては、過去 10 年間のテレビ受信機の総需要(約 1 億台)に匹敵する台数をおよそ 7 年半で普及させる(年間総需要で約 1.3 倍)という極めて高いハードルを越える必要がある。

2003 年 12 月の三大都市圏における地上デジタル放送開始後、受信機の出荷台数は、液晶テレビ及びプラズマテレビ等薄型テレビの堅調な出荷も牽引となり、好調に推移している。

この勢いを失速させることのないよう、今後も引き続き、最終普及目標の達成に向けた最初のステップとなる 2006 年時点の普及目標の達成に向け、上記ウの調査により把握する普及状況も踏まえつつ、地上デジタル推進全国会議において、引き続き、効果的な普及方策を検討し、関係者が一丸となって早急かつ確実に取組を実施する。

これらの結果を踏まえ、目標の達成に向けて、国、放送事業者、メーカー等の関係者が一丸となって、引き続きたゆまぬ努力を行う。

(2) 衛星デジタル放送等の受信機の普及促進

衛星デジタル放送、地上デジタルラジオ放送等の受信機の普及促進に積極的に取り組む。

とりわけ、地上デジタル放送に加えて B S デジタル放送と東経 110 度 C S デジタル放送の受信も可能な 3 波共用受信機については、今後もデジタル放送全体の普及を牽引していくこと等も認識して視聴者ニーズに応じつつ、そのメリットを活かした普及促進に積極的に取り組む。

2 関係者連携による地上デジタル放送の推進

(1) 全国展開に向けた環境整備について

ア アナログ周波数変更対策終了時期の前倒し等

2004 年度から国庫債務負担行為限度額として約 526 億円の対策経費が認められたことから、アナログ周波数変更対策の全国的な完了予定を 2010 年度頃から 2007 年度頃に、3 年程度前倒しして実施することが可能となった。

アナログ周波数変更対策のための全国的な受信対策体制の整備については、2002 年 12 月以降、三大広域圏関連以外の地域の受信対策の拠点となる地域受信対策センター設置の準備を進めてきたところであるが、2004 年 5 月までに全国で開所した。

また、送信対策の進捗を受け、個別世帯等における受信対策工事に順次着手しており、2004 年末までには、デジタル親局関連でアナログ周波数変更対策が必要となる 39 都道府県において受信対策を開始する予定である。

三大広域圏を含めた全国的なアナログ周波数変更対策の現時点での進捗状況は以下のとおりであり、受信対策については 2003 年 2 月の着手以降、2004 年 10 月までに 232 地域の対策に着手し、世帯数では約 169 万世帯（全国約 426 万世帯の約 40%）の対策を終了するなど、計画に沿って順調に進捗している（2004 年 10 月末現在）。

ア) 三大広域圏について

三大広域圏における地上デジタル放送のエリア拡大（第二段階）に必要なアナログ周波数変更対策は、2004 年 8 月までに完了しており、対策規模の大きい多摩中継局（対象世帯数約 20 万世帯）や神戸中継局（対象世帯数約 18 万 1 千世帯）についても終了した。

その結果、関東広域については、2004 年 9 月から第二段階の出力に移行し、近畿広域についても、2004 年 11 月 1 日から第二段階の出力に移行した。また、中京広域については、試験電波の発射を行っており、2004 年 12 月までにフルパワーに移行する予定である。

また、三大広域圏における県域局については、茨城県においては 2004 年 10 月から、岐阜県においては 2004 年 11 月から、デジタル親局の放送を開始しており、神奈川県、兵庫県においては 2004 年 12 月までに県域親局の放送を開始する予定である。

さらに、関東広域のフルパワーに向け、全国で最大規模である宇都宮局のアナログ周波数変更対策については、2004 年 7 月から受信対策を開始し、2005 年 8 月までには終了する予定である。

イ) 三大広域圏以外の地域について

2006 年末までの放送開始に向けて、2004 年度からデジタル親局関連の所要のアナログ周波数変更対策(受信対策)に着手する環境整備を進めている。

とりわけ、対策が複雑で特に関係するアナログ周波数変更局や関連地域も多い、瀬戸内海地域においては、2003 年 9 月から送信対策を開始し、2004 年 3 月から個別世帯における受信対策工事を開始した。また、九州有明地域(福岡、佐賀、長崎、熊本の各県)の対策においては、2004 年 3 月から送信対策を開始し、受信対策についても、2004 年 10 月から対策を開始した。

三大広域圏以外の地域においてもアナログ周波数変更対策が順調に進捗した結果、富山県においては、2004 年 10 月からデジタル親局の放送を開始しており、その他の地域においてもアナログ周波数変更対策が終了次第、速やかにデジタル親局の放送を開始できるよう対策を推進しているところである。

なお、これらの各地域における対策については、引き続き以下の点を踏まえつつ推進する。

各地域において検討、調整の上策定したアナログ周波数変更の対策工程を基本とし、これに基づいて対策を進める。

なお、その際には、2006 年末までの地上デジタル放送開始に向けて、所要の対策をできるだけ速やかに完了するため、デジタル親局関連のアナログ周波数変更対策を優先して集中的に実施するものとする。

今後とも次のような取組を通じて、より円滑で効率的かつ速やかなアナログ周波数変更対策の実現に向けて一層の工夫に努める。

- ・ アナログ周波数変更対策の実施を通じて各地域で蓄積される様々なノウハウ(対策実施推進体制、対策世帯等への周知手法、対象局所の規模や周辺局所の電波状況等に応じた対策の進め方等)の共有化と有効活用
- ・ 補間波(送信側での対策)、混信キャンセラー(受信側で混信を除去する付加装置)、中継局スーパー装置の活用など効率的なアナログ周波数変更対策手法の一層の有効活用
- ・ アナログ周波数変更対策を推進していく中で、以上のような点等を通じて随時工程の見直し及び充実を図る
- ・ 技術開発、機器の開発の進展等に伴う、新たな効率的なアナログ周波数変更対策手法の継続的な検討と成果の導入・活用

イ 中継局周波数の割当て

2004年6月、三大広域圏以外の地域の主なデジタル中継局チャンネル及び関連アナ変チャンネルの追加により、放送用周波数使用計画上の全ての地上デジタルテレビジョン放送の周波数等及び地上デジタル放送局に係るアナログ周波数変更対策局の周波数等が定められた。

ウ ふるさと無利子融資

地上デジタル放送の設備投資をより円滑に進める環境整備の一環として、従来から、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づき、税制及び金融上の支援措置が講じられてきたところであるが、これらに加え、2004年7月から、借り入れ総額の20%以内について無利子融資を受けることが可能となる「地域総合整備資金貸付制度(ふるさと融資制度)」の利用の推奨が開始された。

(2) 各関係者の具体的取組

ア 地上テレビ放送事業者

(三大広域圏について)

デジタル放送開始後のアナログ周波数変更対策の進捗に合わせて、順次カバーエリアを拡大し、地上デジタル放送の速やかな普及を図る。三大広域圏においては、次のようにカバーエリアを拡大する。

(放送開始当初段階	約 1,200 万世帯)
2004 年末目途	約 1,700 万世帯
2005 年末目途	約 2,300 万世帯

関東広域圏においては、2004 年 9 月 22 日に放送エリアを拡大したところであるが、遅くとも 2005 年 12 月までに親局のフルパワーを実現する。

中京広域圏においては、2004 年 12 月までに親局のフルパワーを実現する。

近畿広域圏においては、2004 年 11 月 1 日に第二段階の出力に移行したところであるが、遅くとも 2005 年 12 月までに親局のフルパワーを実現する。

(三大広域圏以外について)

「2006 年末までの放送開始」を基本スケジュールとする三大広域圏以外の地域(広域圏内の県域を含む。)においても、既に一部の地域において放送が開始され、あるいは早期の開局に向けた各種手続や準備が進められている。

放送事業者の経営判断の下、こうした早期開局に向けた取組が進められることは、基本的には、地域の視聴者の期待に応え、地上デジタル放送の速やかな普及による同放送への円滑な移行の推進に寄与するところであり、今後とも、各地域におけるそのような取組について一層推進していくこととする。

同一地域の放送事業者が、可能な限り早期に、同時に地上デジタル放送を開始することを目標として取組を進めるが、同時期の開局が地域事情等により困難な場合には、地域の事情を勘案し、E S (エンジニアリング・サービス)、中継局の共同建設等の課題について一定の整理がなされることを前提として、準備の整った放送事業者から順次放送を開始することとする。

地域における地上デジタル放送サービスの開始時期(親局)については、別表 1 に掲げる時期を目標として積極的に取り組む。

また中継局についても、着実に進捗しつつある放送エリアの拡大に伴い、視聴者の期待と、その居住地域における放送サービス開始時期に関する情報に対するニーズの一層の高まりが想定されることから、その整備計画に関する可能な限り早期の情報公開の徹底に努めていく。

こうした計画の実行にあたり、放送事業者は、地上デジタル放送を新たなビジネスチャンスの到来と捉え、安易に公的支援を求めるのではなく、既存のインフラの活用や設備の共同建設などのコスト削減等を図りつつ、最大限努力していく。

(デジタル放送ならではの高度なサービスの普及推進について)

放送事業者は、地上デジタル放送の開始をデジタルならではの機能を活かした新たなビジネスチャンスとして捉え、これを積極的に活用するため、次のような取組を行う。

) 2005 年度末頃までの携帯端末向け放送の実用化や、2006 年度までのサーバー型放送の実用化を推進するとともに、視聴者に早期にデジタル化のメリットを還元する観点から、こうした高度サービスについて、教育、防災など国民との接点の多い公共分野における新たな活用方法の開発を推進する。

) デジタル放送受信機の一層の多様化、低廉化を進め、視聴者の選択肢の拡大を図る観点から、受信機メーカーと連携しつつ、2004 年度中を目途に、新たな著作権保護方式を開発・標準化するとともに、2005 年度中を目途に実用化を推進する。

) 2005 年中を目途に、ピュアハイビジョンの放送時間を、NHK 総合については、全日(6時から24時までの18時間)の90%以上とすることとし、NHK 教育及び民放広域局については、全日の50%以上とするか、又は、プライムタイム(午後7時から午後11時の4時間)の60%以上とするよう最大限努力する。

) 補完データ放送、双方向番組等のデジタル放送のメリットを活かした番組についても、順次導入し、番組数の増大を図ることとする。

) デジタル放送のメリットを活かした字幕放送などの高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実を図る。

イ 地上デジタルラジオ放送事業者

2003 年 10 月に東京と大阪において、地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送を開始した。デジタル放送のメリットを活かした多彩な番組サービスを実施し、体験イベント等を通じて視聴者に対する周知に努めるとともに、移動体向け放送の将来需要、様々なビジネスモデルを検証し、実用化に資する。

ウ B S テレビ放送事業者

B S デジタル放送は、地上デジタル放送の開始に先立って既に全国で視聴が可能となっており、ハイビジョン等デジタル放送の魅力を先取りできるメディアであることから、視聴者に魅力ある放送コンテンツの投入や高精細度番組、双方向番組などのデジタル放送のメリットを周知する共同キャンペーンを展開するなど、B S デジタル放送の一層の普及を図る。

22 スロット以上の伝送容量を用いる B S デジタル放送の番組において、プライムタイム（午後 7 時から午後 11 時の 4 時間）のうち、デジタル放送のメリットを十二分に活かした番組（高精細度番組を中心に、双方向番組、番組連動型データ放送などを含む。）を 75% 以上放送する。また、2006 年度までのサーバー型放送の実用化を推進する。

B S アナログ放送に関し、アナログハイビジョンチャンネルについては 2007 年に、その他のチャンネルについては、地上アナログ放送が終了する時期に合わせ、2011 年までに終了することとし、その終了時期が正確かつ確実な形で国民視聴者に伝わるよう十分な周知を図る。

エ C S テレビ放送事業者

デジタル放送の特徴である多チャンネルを活かし、専門性の高い放送を提供するなど視聴者のニーズにきめ細かく対応する。

プラットフォームや E P G の機能の向上により、視聴者の個別のニーズに応じた番組選択をより容易にし、デジタル放送のメリットを活かした多彩な番組（マルチプレックス、マルチアングル放送、ペーパービュー放送、双方向番組、番組連動型データ放送など）について、番組数の増大を図るとともに、その普及を推進する。

デジタル化のメリットを視聴者が実感できるデジタル化先行メディアとして、110 度 C S デジタル放送において、2004 年 9 月から開始されている高精細度放送を今後ますます充実させるなど、より一層デジタル放送のメリットを十分に活かした番組の提供を推進するほか、2006 年度までのサーバー型放送の実用化を推進する

番組に応じ、標準テレビジョン放送の広帯域使用による画質向上や高精細度放送の導入に取り組む。

プラットフォーム間の共同取組、B S デジタル放送事業者、受信機メーカー等との連携等に努め、そのサービスを国民にわかりやすいものとするなどして、C S デジタル放送についての情報提供や普及活動を行っていく。

プラットフォーム事業者は、2003 年 7 月に公表したガイドラインに従い、委託放送事業者等に対し、より適切・効率的な業務を実施していくことを通じ、多彩な C S 放送がより円滑に行われやすくするとともに、視聴者の利益が確保されるように業務向上を図る。

オ ケーブルテレビ事業者

ケーブルテレビ事業者間のネットワーク化やヘッドエンド共用化等による事業者間の連携、HITS (Head-end In The Sky) の導入、小規模共聴施設の統合を促進すること等により、衛星デジタル放送のデジタル再送信の拡充を図るとともに、業務区域内における地上デジタル放送の開始に伴い可能な限り早期のデジタル再送信を図る。

2003年12月の地上デジタル放送開始時点において、三大広域圏内のケーブルテレビ加入世帯のうち、当初の目標値(200万世帯)を大きく上回り700万世帯で視聴可能となったこと、また、その後も順調に視聴可能世帯が拡大していることを受けて、ケーブルテレビ事業者が普及目標を大幅に前倒しする改定を行った。この新たな普及目標を踏まえ、地上デジタル放送のデジタル再送信を進める(2004年9月末現在:1,010万世帯)。

ケーブルテレビの普及目標(図3)

ア) 普及目標の考え方

ケーブルテレビによる地上デジタル放送の普及目標については、トランスモジュレーション方式又はパススルー方式のデジタル再送信によって視聴可能となる世帯数を目標として設定する。

イ 設定する普及目標

(a) 最終普及目標

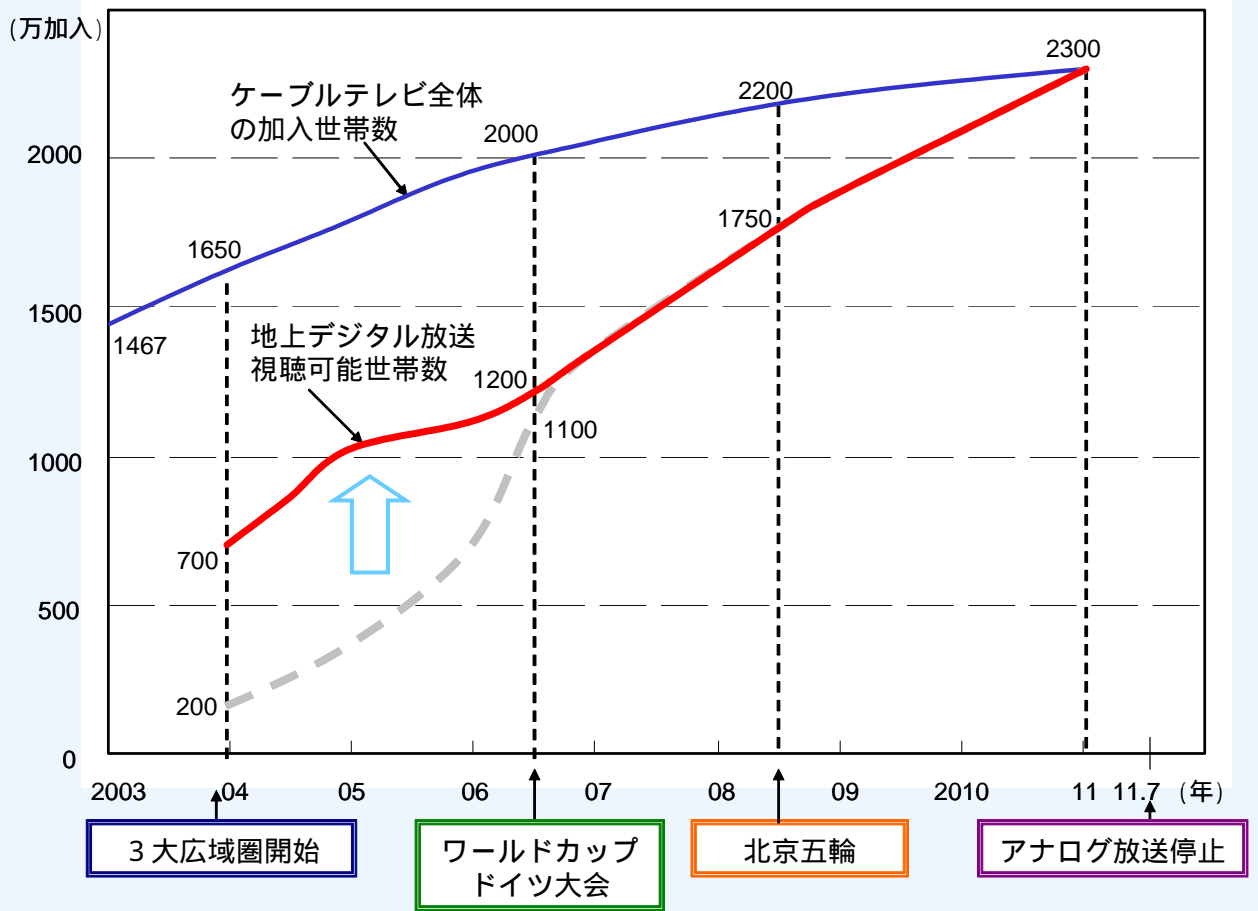
- ・ 2011年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯(予測;最大約2,300万世帯)において視聴可能

(b) 当面の普及目標

- ・ 2006年のワールドカップドイツ大会の時点において、三大広域圏内のケーブルテレビ加入世帯のうち1,200万世帯で視聴可能
- ・ 2008年の北京オリンピックの時点において、全国のケーブルテレビ加入世帯のうち1,750万世帯で視聴可能

地上デジタル放送再送信の仕様の策定を踏まえ、同仕様に対応したケーブルテレビ用セットトップボックスについて、メーカーは需要に応じた出荷を継続するとともに、ケーブルテレビ事業者はその積極的な導入を図る。

図3 ケーブルテレビの地上デジタル放送の普及目標（視聴可能世帯数）



社団法人日本ケーブルテレビ連盟「ケーブルテレビにおける円滑な地上デジタル放送の再送信に向けて」(2004年7月)より

カ 受信機メーカー、販売店等

(より低廉で多様な受信機の開発・普及の推進)

地上デジタル放送の普及を一層加速・推進するため、視聴者ニーズも踏まえつつ、以下のとおりデジタル放送受信機の一層の多様化、低廉化を進め、視聴者の選択肢の拡大を図る。

) 10 インチ台の小型受信機に地上デジタル放送チューナーを搭載する。

) 2006 年末を目途に、車載機等の分野において、地上デジタル放送受信機能を持つ端末を開発する。

) 上記)、) を推進するため、放送事業者と連携しつつ、2004 年度中に新たな著作権保護方式を開発・標準化するとともに、2005 年度中に実用化する。

ソフトウェアにより地上デジタル放送の視聴を可能とするパソコンについて、2005 年度中を目途として開発及び製品化する。

地上デジタル放送への移行の一層の円滑化を図る観点から、引き続き、録画機への地上デジタルチューナー搭載に努める。

デジタル放送全体の普及を図る観点から衛星デジタル放送 (B S、110 度 C S) と地上デジタル放送のすべてに対応した 3 波共用受信機の普及を引き続き推進し、受信機の低廉化に努める。

狭帯域のケーブルテレビ施設における地上デジタル放送への対応を促進するため、技術標準規格を踏まえ、今後発売される受信機への U H F 帯域外受信機能の標準装備化を推進する。

テレビ放送におけるアナログからデジタルへの円滑な移行を図るため、地上デジタルテレビ放送受信機には地上アナログテレビ放送受信機能も搭載するよう努めるとともに、その販売を推進する。

(携帯端末向け放送、サーバー型放送等高度サービスへの対応)

2005 年度末頃までの携帯端末向け放送の実用化や、2006 年度までのサーバー型放送の実用化の動きを踏まえ、視聴者利便の向上と国際競争力確保の観点から、これらの高度サービスに対応する受信端末を開発と実用化を推進する。

（すべての視聴者にとって使いやすい受信機等の推進）

大型の操作ボタンや機能別配色など、高齢者や障害者を含め、すべての視聴者にとってより使いやすい受信機やリモコンの開発・供給を一層推進する。

受信機の販売に際しては、放送普及基本計画におけるデジタル放送への移行のスケジュールやアナログ放送の終了時期に沿って、地上及びBSのアナログ放送の終了時期が正確かつ確実な形で国民視聴者に伝わっていくよう、例えばカタログへの掲載や商品へのシール貼付、店頭での告知などにより適切な時期をとらえ早期に周知を行っていく。

（販売店における人材育成等）

デジタル放送の受信機及びそれに接続する周辺機器の販売及び設置に当たっては、従来のアナログ対応の場合と比べ、高度な商品知識や技術が求められることからその習得を積極的に行う必要があるため、メーカー、販売店を中心に、放送事業者等の協力も得て、デジタル放送に対応した知識や技術を持つ人材を育成するための講習会等の開催の充実を図る。

また、異なるメーカーの機器接続等に円滑に対応できるよう、メーカー間の協力により対応マニュアル、Q & Aの作成等一層の充実を図る。

キ 地方公共団体

情報通信審議会の提言（p20・参照）等も踏まえ、公共分野における地上デジタル放送の高度サービス等の積極的な活用に向け、2005年度から国が実施予定の実証実験の成果も活用しつつ、アプリケーションの共同研究・開発等を推進し、住民サービスを向上させる新たな情報通信基盤として、その利活用を進める。

地上デジタル放送がこれからの地域情報化において極めて有効な情報通信基盤となることを共通認識として、その積極的な活用に向け、以下のような取組を推進する。

- ア 地域の放送事業者との連携も含め、必要な情報交換やアプリケーションの共同研究・開発
- イ 地域情報のデジタル化と素材データのマルチユース
- ウ 地上デジタル放送の普及に向け、放送事業者等が地方公共団体の既存の通信インフラの利活用について検討する場合の積極的な協力

地上放送のデジタル化やアナログ周波数変更対策について、住民への周知等への協力を行う。

ク 社団法人地上デジタル放送推進協会（D - P A）

2003年8月に設立されたNHK、民放、メーカー等から構成される「社団法人地上デジタル放送推進協会」（以下、「D - P A」という。）は、地上デジタル放送への円滑な移行と安定的な運用を図るため、普及推進の中核として、地上デジタルテレビジョン放送及びその受信の普及促進、放送エリア情報の周知・広報、国民視聴者からの問い合わせや質問に答える視聴者対応、地上デジタルテレビジョン放送に関する調査・研究、送・受信技術に関する規格化の推進、エンジニアリングサービスの運用、放送番組の著作権保護に関する関係事業者との連絡、調整、契約に関する業務などに取り組む。

活動に当たっては、NHK、民放等の放送事業者や受信機メーカー、国や地方公共団体等と密接に連携するとともに、「地上デジタル推進全国会議」、「全国地上デジタル放送推進協議会」、「社団法人BSデジタル放送推進協会（BPA）」等デジタル放送の普及推進を目的とした関係団体とも連携を強化し、普及推進の中心的な役割を担うこととする。〔別表2参照〕

（3）連携体制の整備について

ア 2011年における地上デジタル放送への全面移行の確実な実現を図るため、以上のような関係者における取組に加え、2011年から逆算した、取り組むべき事項、スケジュール等の一層の明確化及びそれに基づく放送事業者、メーカー、地方自治体等関係者それぞれの取組の有機的な連携を推進するための体制を整備する。

イ また、特に、「携帯端末向け放送」や「サーバー型放送」などデジタル放送ならではの高度なサービスについては、

アナログ放送に比べ、視聴者利便を大きく向上させる可能性を持ち、地上デジタル放送に関する視聴者の認知と理解を向上させ、その普及を加速するために重要な要素となること

これらのサービスの端末は、いわゆる「情報家電」の中核となる機器であり、我が国の国際的な産業競争力の強化の観点からも、その早期実用化、普及が不可欠であること

等にかんがみ、放送事業者、メーカー、地方公共団体等関係者間の一層密接な連携を推進する。

周知・広報活動等の推進

(1) 周知・広報活動の推進

総務省が2004年1月に実施した調査によれば、「2003年12月の三大広域圏における地上デジタル放送開始」については約4分の3の視聴者が認知しており、認知度には一定の向上が見られるが、「アナログ放送終了」についてはまだ約半数が認知しておらず、「2011年」の終了時期についてはさらに認知度が低い。

また、国民視聴者一人一人のデジタル放送に対する関心やニーズは多様であり、現在保有されている受信機器も多岐にわたる（ ）のが現状と考えられる。こうした中、デジタル化に的確に対応していただくためには、こうした関心・ニーズ等に対応したデジタル放送受信機器や、その購入時期の的確な選択を可能とする適切な情報の提供をできる限り実現していくことが不可欠である。

現在保有されている受信機は、ハイビジョン映像等の表示に対応した機能を有するものから、アナログの標準テレビ映像の表示機能のみのものまで、様々である。

このため、今後も、以下のような周知・広報活動を一層強力に推進していくこととする。

ア 国、放送事業者、メーカー等のあらゆる関係者が連携しながら、デジタル放送への円滑な移行のため、デジタル化の必要性及びスケジュール、デジタル放送のメリット及び受信方法、アナログ放送の終了時期等について、国民に対する周知・広報活動を強力に推進する。具体的には、「地上デジタル放送の周知・広報アクションプラン」に沿って、より一層積極的に取り組む。

イ NHK、民放、総務省から構成される「全国地上デジタル放送推進協議会」において策定された効果的な広報戦略のもと、共通スローガンや共通ロゴマークの積極的な活用の推進、各種イベントの開催、広報用ビデオ・DVDの作成、配布等、放送事業者等関係者が連携して、効果的な周知・広報施策を展開する。

ウ 2003年12月の三大広域圏における地上デジタル放送開始後、視聴者から以下のような点が指摘されていることを踏まえ、地上デジタル推進全国会議「普及促進分科会」において、総務省、放送事業者、D・P・A、視聴者等の間で周知・広報の具体策について意見交換を行う場を設け、周知・広報に対する視聴者ニーズの確実な反映を図る。

地上デジタル放送のサービスを利用するに当たって視聴者に求められる知識が、アナログ放送時に比べて広範となっている状況にかんがみ、地上デジタル放送の受信や録画等に必要な機器、録画に関する新しいルール等について、視聴者の立場に立った、より正確かつわかりやすい周知・広報が必要。

高画質、高音質、電子番組表等現在実現されているサービスのほか、地上デジタル放送ならではの機能に関する説明と、その実現スケジュールに関するわかりやすい広報が必要。

「なぜデジタル化が必要なのか」、「いつデジタル放送が見られるようになるのか」といった基本的な質問に適切にわかりやすく答えることのできる広報が必要。

エ デジタル放送に関し、直接受信、ケーブルテレビによる再送信の受信等の視聴環境に応じた視聴方法、サービス提供エリアについて、関係者が連携して積極的にその周知に取り組む。

オ 集合住宅共聴、建造物障害対策共聴、地形難視地域での小規模共聴などにおける共同受信施設の地上デジタル放送対応に関し、施設の現状に応じた改修方法等について、関係者が連携して周知広報活動を一層強化する。

(2) 個人情報の適正な取扱いに関する取組の推進

放送のデジタル化に伴う高度で多彩なサービスの提供に際して、放送関係事業者等においては、視聴者等の個人情報を取得する機会が増加すると想定されることから、2005年4月1日に施行される「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(平成16年8月31日総務省告示第696号)を踏まえ、放送事業者や事業者団体等の関係者が連携・協力して個人情報の適正な取扱いに関する取組を推進する。

政府の取組

以上の取組の円滑な遂行には、デジタル放送に関する国民視聴者の認知と理解が最も重要である。また、デジタル放送への関心・ニーズや現在保有する受信機器等の状況に応じて、デジタル放送の受信機やその購入時期等に関する的確な選択を可能とする適切な情報を、可能な限り提供していくことが不可欠である。

こうした認識の下、政府としては、デジタル化の必要性、メリット、スケジュール、受信方法等の様々な情報についての国民視聴者に対する周知・広報の一層の充実・強化を図るとともに、アナログ周波数変更対策の円滑な実施やデジタル放送関連の投資環境の整備に加え、デジタル放送ならではのメリットを視聴者に還元し、その利活用の一層の推進を図るため、以下に掲げる施策を積極的に推進していく。

総務省においては、情報通信審議会に「地上デジタル放送の利活用の可能性と普及に向けて行政の果たすべき役割」について諮問し（2004年1月28日諮問第8号）、2004年7月に中間答申を受けたところであり、同答申の内容を踏まえ、以下の取組を推進する。

- ア) 国民との接点が多く、大きな波及効果が期待できる公共分野において、地上デジタル放送ならではの高度な機能を活用したサービスの可能性を視聴者に提示し、新たな需要喚起を図る。
- イ) 既存インフラの活用等、地上デジタル放送の全国均衡のとれた整備を実現するための環境整備を推進する。

具体的には、全国普及をさらに加速・推進する観点から、消防庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の関係省庁や地方公共団体と密接な連携を図りつつ、平成17年度概算要求において、以下の2つの実証実験予算を新たに要求するとともに、周知広報予算については増額を要望する。

ア) 携帯向け放送、サーバー型放送の公共分野の利活用に関する実証実験

デジタル放送ならではの高度サービスを、教育、防災などの公共分野に導入した場合の具体像と導入効果を目に見える形で実証。一般利用や地方公共団体による認知と理解を向上。

イ) 通信インフラの利活用に関する実証実験

地方公共団体や通信事業者が整備した通信インフラ等、既存資産の活用を含め、各々のメリット・デメリット、コスト、実現可能性について比較・検証。条件不利地域における多様な選択肢を検討。

簡易なインタフェースを持つデジタル放送端末を活用し、電子自治体サービス（ ）を提供するための基盤となるシステムについて、大阪府豊中市、岐阜県岐阜市において実施された実証実験等の成果を踏まえつつ、2005 年中を目途に、モデル的な仕様を策定、公表する。

住民に対する行政情報提供や申請・届出手続きの電子化等

デジタル放送の全国普及に向けて、地上放送施設デジタル化促進税制の延長・拡充（デジタル化に意欲的な放送局が地域全体のデジタル化を牽引できるよう、複数の放送局が共同建設する局外設備に対する税制支援措置を拡充）を要望するなど、放送事業者の投資環境の整備に努める。

また、2003 年 8 月に総務省内に設置された総務大臣を本部長とする「地上デジタル放送推進本部」においても、地上デジタル放送の円滑な実施に係る総合的な取組を強力に推し進めていくこととする。

行動計画のフォローアップ等

（１）行動計画のフォローアップ

本行動計画について、着実な実施を図るとともに、可能な限り前倒しを行う方向で定期的にフォローアップを行う。

（２）推進体制の整備

幹事会の下に「企画運営分科会」を設置し、活動方針案の作成、行動計画全体のフォローアップ等を行う。

また、「普及促進分科会」を設置し、受信機の普及のフォローアップ、普及方策の検討、電子政府・電子自治体、教育等様々な分野における地上デジタル放送の活用方策の検討、使いやすいサービス及び機器のあり方の検討等を行う。

同分科会の下には受信機の普及状況に関する専門的な検討を行う「普及状況ワーキング」を設置し、普及状況の把握方法の検討等を行う。

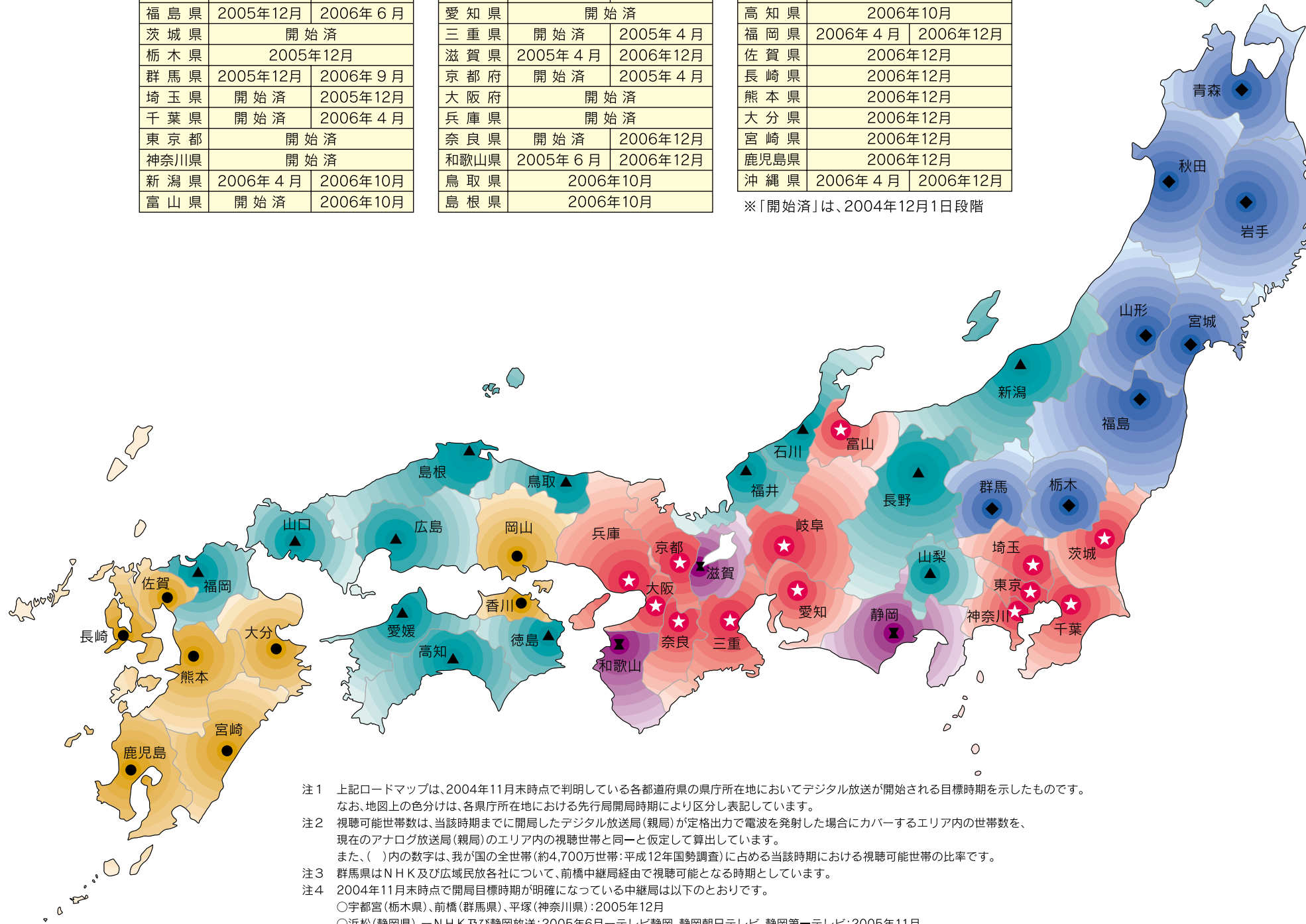
なお、2011 年から逆算した課題の整理とその解決に向けた関係者間の取組の連携推進、周知・広報に対する視聴者ニーズの確実な反映、等を進めるための体制の在り方については、普及促進分科会において早急に検討し、2004 年度内を目途に、その立上げを図る。

県庁所在地で放送開始の目標時期がわかる 地上デジタルテレビジョン放送開局ロードマップ

◎ 各都道府県県庁所在地を放送エリアとする放送局(親局)の開局目標時期 ◎

	先行局開始	全局開始		先行局開始	全局開始		先行局開始	全局開始
北海道	2006年6月		石川県	2006年7月	2006年10月	岡山県	2006年12月	
青森県	2005年12月	2006年7月	福井県	2006年5月		広島県	2006年10月	
岩手県	2005年12月	2006年10月	山梨県	2006年4月	2006年7月	山口県	2006年10月	
宮城県	2005年12月	2006年7月	長野県	2006年4月	2006年10月	徳島県	2006年10月	
秋田県	2005年12月	2006年10月	岐阜県	開始済	2005年4月	香川県	2006年12月	
山形県	2005年12月	2006年12月	静岡県	2005年6月	2005年11月	愛媛県	2006年10月	
福島県	2005年12月	2006年6月	愛知県	開始済		高知県	2006年10月	
茨城県	開始済		三重県	開始済	2005年4月	福岡県	2006年4月	2006年12月
栃木県	2005年12月		滋賀県	2005年4月	2006年12月	佐賀県	2006年12月	
群馬県	2005年12月	2006年9月	京都府	開始済	2005年4月	長崎県	2006年12月	
埼玉県	開始済	2005年12月	大阪府	開始済		熊本県	2006年12月	
千葉県	開始済	2006年4月	兵庫県	開始済		大分県	2006年12月	
東京都	開始済		奈良県	開始済	2006年12月	宮崎県	2006年12月	
神奈川県	開始済		和歌山県	2005年6月	2006年12月	鹿児島県	2006年12月	
新潟県	2006年4月	2006年10月	鳥取県	2006年10月		沖縄県	2006年4月	2006年12月
富山県	開始済	2006年10月	島根県	2006年10月				

※「開始済」は、2004年12月1日段階



◎ 県庁所在地において先行局のデジタル放送(親局)が

- ~2004年(平成16年) 12月1日段階で開始済
- ~2005年(平成17年) 6月までの開始
- ~2005年(平成17年) 12月までの開始
- ~2006年(平成18年) 10月までの開始
- ~2006年(平成18年) 12月までの開始

◎ 視聴可能世帯数(目安)の推移

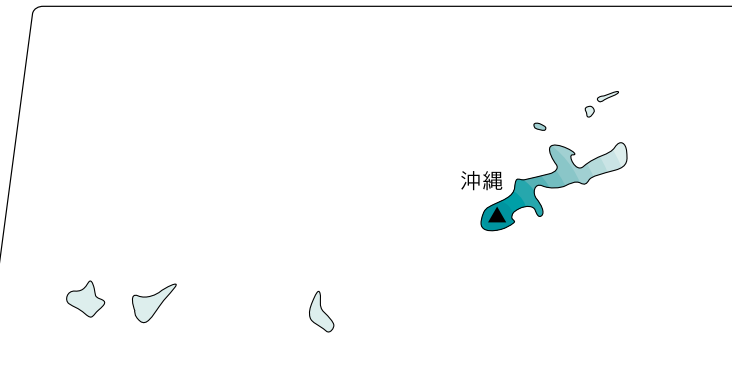
2004年12月までの開始	約1,800万世帯(約38%)
2005年12月までの開始	約2,700万世帯(約57%)
2006年12月までの開始	約3,700万世帯(約79%)

注1 上記ロードマップは、2004年11月末時点で判明している各都道府県の県庁所在地においてデジタル放送が開始される目標時期を示したものです。なお、地図上の色分けは、各県庁所在地における先行局開局時期により区分し表記しています。

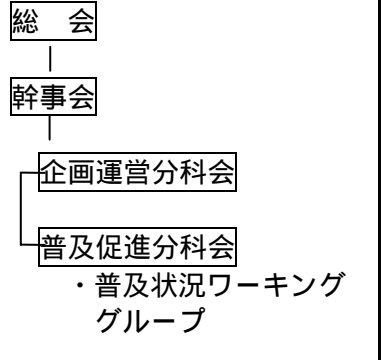
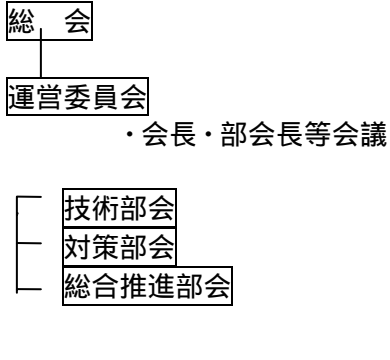
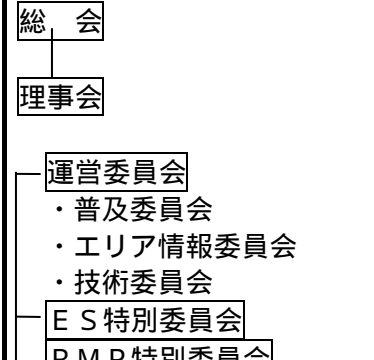
注2 視聴可能世帯数は、当該時期までに開局したデジタル放送局(親局)が定格出力で電波を放射した場合にカバーするエリア内の世帯数を、現在のアナログ放送局(親局)のエリア内の視聴世帯と同一と仮定して算出しています。また、()内の数字は、我が国の全世帯(約4,700万世帯:平成12年国勢調査)に占める当該時期における視聴可能世帯の比率です。

注3 群馬県はNHK及び広域民放各社について、前橋中継局経由で視聴可能となる時期としています。

注4 2004年11月末時点で開局目標時期が明確になっている中継局は以下のとおりです。
 ○宇都宮(栃木県)、前橋(群馬県)、平塚(神奈川県):2005年12月
 ○浜松(静岡県) — NHK及び静岡放送:2005年6月 — テレビ静岡、静岡朝日テレビ、静岡第一テレビ:2005年11月
 ○豊橋(愛知県)、中濃(岐阜県):2005年3月(岐阜放送は4月)



地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等

団体名 (略称)	地上デジタル推進全国会議 (全国会議)	全国地上デジタル放送 推進協議会(全国協議会)	地上デジタル放送推進協会 (D - PA)
設立年月	2003年5月	2001年7月	2003年8月
法人格	任意団体	任意団体	社団法人
代表者	議長 山口 信夫 (日本商工会議所会頭)	会長 中村 啓治 (福島テレビ 社長)	理事長 北川 信 (テレビ新潟放送網 会長)
構成員	NHK 民放テレビ全127社 放送関連団体、メーカー 販売店、消費者団体 地方公共団体、経済団体 マスコミ、総務省等の代表	NHK 民放テレビ全127社 総務省	NHK 民放テレビ全127社 受信機メーカー 等
性 格	各界のトップリーダーにより 構成され、地上デジタル放送 の普及に関し、分野横断的かつ 国民運動的に推進を図るた めの組織	放送事業者と総務省により構 成され、主にアナログ周波数変 換対策、デジタルへの移行に伴 う諸課題についての検討を行う ための組織	放送事業者、メーカー等に より構成され、地上テレビジョン 放送の円滑なデジタル移行 と安定的な運用を図るための 事業を実施する組織
役 割	「デジタル放送推進のため の行動計画」の改訂・フォロー アップ 「周知広報アクションプラン」 の改訂・フォローアップ 受信機の普及方策の検討、 普及計画のフォローアップ その他デジタル放送の普及 促進に関する各分野における 検討	アナログ周波数変更対策の 進め方についての制度的・技術 的検討 デジタル放送の進め方につ いての制度的・技術的検討 放送事業者が行う周知広報 の取組について検討 検討結果を必要に応じて本行 動計画にも反映	地上デジタル放送及びその 受信の普及促進事業 放送エリア情報の周知・広 報 視聴者からの問い合わせや 質問に対する対応 地上デジタル放送の送・受 信技術に関する規格化の推進 地上デジタル放送のエンジ ニアリングサービスの運用 地上デジタル放送番組の著 作権保護に関する関係事業 者等との連絡、調製、契約に 関する業務
組織等			

BSデジタル放送推進協会(略称BPA):BS デジタル放送の普及・広報、ダウンロード放送の実施・運用、デジタルハイビジョンテレビ・機器商品の普及支援等を行う社団法人(2002年12月設立)。

(別添)

地上デジタル放送の周知・広報アクションプラン

地上デジタル推進全国会議

地上デジタル放送は、高画質・高音質、双方向性、蓄積性等を活用した今までにない利便性の高い高度で多彩なサービスを実現するとともに、国民誰もが身近で簡便なテレビを通じてIT社会に参加しその幅広いメリットを享受していく上での基盤となる。

また、携帯端末向け放送の実現等によるユビキタスなIT基盤の整備、さらには情報家電市場の拡大やインターネットと連動した様々なITビジネスの創出等を通じて我が国の産業活性化・経済再生に大きく寄与し、日本発の新しいIT社会構築の原動力となり、我が国のIT戦略上重要な意義を有するものである。

さらに、地上テレビ放送は、視聴者国民にとっても最も身近で信頼でき、国民生活に密着したメディアであることから、そのデジタル化を推進するに際しては、十分な周知を行い、必要な情報を提供する必要がある。

放送開始以降、視聴者の地上デジタル放送に関する認知度に一定の向上は見られるものの、特に、アナログ放送終了及びその時期については十分に浸透しているとはいえない状況である。

こうした状況の中で、幅広い国民の理解を得ていくためには、2011年というアナログ放送終了時期及びそれまでのスケジュール並びに視聴方法などの基本的な情報に関する周知・広報を引き続き強力に推進するとともに、個々の視聴者の関心・ニーズ等に対応したデジタル放送受信機器や、その購入時期の的確な選択を可能とする適切な情報の提供をできる限り実現していくことが不可欠である。

以上のことから、あらゆる関係機関が連携しながら、放送、新聞、ポスター、リーフレット等の各種媒体やイベント・キャンペーン、イメージキャラクターの活用、店頭PR・体験フェア等の手法を効果的に組み合わせることで、わかりやすく身近な形で、以下のような情報が速やかに国民一人一人に行き渡ることを目標に、各種の周知を繰り返し実施し、デジタル化への対応の中で、視聴者一人一人が、幅広い選択肢の中から、そのニーズにあった最も的確な方法を選択することを可能としていくことが肝要である。

上記のような地上放送デジタル化の社会的意義や、視聴者にとっての具体的なメリット（別紙参照）

アナログ放送終了の時期を含むデジタル化の全体スケジュール（2006年、2011年等）

各地域ごとのデジタル放送の開始時期及び放送エリアの拡大スケジュール

地上デジタル放送について、直接受信、ケーブルテレビによる再送信の受信等の視聴環境に応じた視聴方法

アナログ放送が2011年に終了し、アナログテレビ放送受信機が単体では放送の視聴ができなくなること

アナログ放送が終了する 2011 年以降、アナログテレビ放送受信機を利用して地上デジタル放送を視聴するための対応（デジタルセットトップボックスの設置、アンテナ交換等）

アナログ周波数変更対策の必要性

視聴者が、現在、自身が保有している受信機の機能を的確に把握するための情報及び個々の視聴者のニーズに対応した受信機の機能を的確に把握するための情報 等

このため、放送事業者、受信機メーカー、販売店、地方公共団体、政府等の関係機関が連携・協力を一層強化し、「地上デジタルテレビ放送」への関心を、年齢層や居住地域を問わず、すべての国民に持ってもらい、さらに地上デジタルテレビ放送への期待を高めるとともに、個々のニーズに対応して的確な選択を行えるようにすることを旨として、次のような取組を強力的に推進していく。

1 関係者の連携強化による取組

- (1) 全国地上デジタル放送推進協議会において策定された共通スローガン・共通ロゴマークを、放送事業者のみならず幅広い関係者が様々な場面で積極的に使用することにより、「地上デジタル放送開始」の浸透を図る。

共通スローガン 「テレビが変わる、デジタルに変わる。」
共通ロゴマーク 「チェンジ、デジテレ。」

- (2) CM等テレビ広告、新聞広告、リーフレット、ポスターの掲示等多角的な広報施策を展開するとともに、大型イベントの実施等の施策を展開する。
- (3) 情報通信月間(5～6月)においては、全国各地でのデモンストレーション、機器展示、セミナー、講演会等を実施する。そのほか、受信機の発売開始、試験放送の開始等様々な機会を捉える等して、周知活動の強化を図る。
- (4) 各地域の地上デジタル放送推進協議会、テレビ受信向上委員会、受信環境クリーン協議会等が連携して、受信技術等に関する所要の各種セミナー、研修会等を開催し、関係者間の必要な知識・情報の共有化を進める。
- (5) 昨年12月の三大広域圏における地上デジタル放送開始後、視聴者から以下のような点が指摘されていることを踏まえ、地上デジタル放送推進全国会議普及促進分科会において、総務省、放送事業者、D・P・A、視聴者等の間で周知・広報の具体策について意見交換を行う場を設け、周知・広報に対する視聴者ニーズの確実な反映を図る。

地上デジタル放送のサービスを利用するに当たって視聴者に求められる知識が、アナログ放送時に比べて広範となっている状況にかんがみ、地上デジタル放送の受信や録画等に必要な機器、録画に関する新しいルール等について、視聴者の立場に立った、より正確かつわかりやすい周知・広報が必要。

高画質、高音質、電子番組表等現在実現されているサービスのほか、地上デジタル放送ならではの機能に関する説明と、その実現スケジュールに関するわかりやすい広報が必要。

「なぜデジタル化が必要なのか」、「いつデジタル放送が見られるようになるのか」といった基本的な質問に適切にわかりやすく答えることのできる広報が必要。

- (6) デジタル放送に関し、直接受信、ケーブルテレビによる再送信の受信等の視聴環境に応じた適切な視聴方法等について、関係者が作成しているQ&Aを連携して充実させるなど、国民へのきめ細かい情報提供を行う。

なお、地上デジタルテレビ放送及びアナログ周波数変更対策に関するQ&Aについては、より視聴者ニーズに即した情報の提供を推進する観点から、上記(5)に掲げた新たな検討の場においても充実を図ることとし、引き続き周知・広報活動に活用する。

2 各関係者の取組

(1) 放送事業者の取組

視聴者向けお知らせ番組等において、地上放送のデジタル化の意義、地上デジタル放送の開始時期やエリア拡大、アナログ周波数変更対策の実施等に関するより具体的な取組を含め、それぞれ時機にあわせて、所要の周知を引き続き実施する。

地上デジタル放送の開始時期に関して、親局については2004年12月を目処として可能な限り公開することとし、中継局についても、その整備計画に関する可能な限り早期の情報公開の徹底に努めていく。

アナログ周波数変更対策を行う所要の地域においては、スーパーインポーズを挿入するシステムを活用するなどして、対策を要する世帯に対し、放送を通じて、変更するチャンネル、変更先のチャンネル、旧チャンネルの放送終了時期などの具体的な情報の提供を地域ごとの対策実施における適切なタイミングで行うとともに、未対策世帯への再確認用チャンネルコメントなどスーパーの充実・円滑化を図り、対策を迅速・的確に推進する。

各種イベントの開催、リーフレットの作製・配布、ホームページや専用サイトの設置・活用等を通じて多角的な周知・広報活動を引き続き実施する。

視聴者相談室等の国民視聴者からの相談窓口機能を活用し、地上デジタル放送に関する各種問い合わせ、相談等に引き続き積極的に対応する。

ケーブルテレビ事業者においても、自社における地上デジタル放送の再送信開始時期、受信方法、サービス提供エリア等が具体的に決まり次第速やかに加入者に対し十分な周知を行う。

全国地上デジタル放送推進協議会において、D・P・Aその他関係者の協力を得つつ、12月1日～7日を「地上デジタル推進週間」と位置づけ、「あなたの街にも！地上デジタル放送」をキャッチフレーズとして、全国の地上デジタル放送の開始時期（親局）ロードマップの作成・周知を中心に、放送番組や新聞広告、交通広告などを連携させた周知広報活動を展開する。

(2) 受信機メーカー、販売店等の取組

各種イベント・キャンペーン、電器店の店頭PR・体感フェアといった場において、ポスター、パンフレット、説明パネルといった店頭POPはもとより、VTR、DVD等も活用し、わかりやすく効果的なPR活動を受信機発売開始時期にあわせ、行う。

関係者と連携し、駅前、デパート、公共施設など集客の見込める場所において、受信機を使ったデモを開催するなど地域の住民がデジタル放送に触れる機会の提供を行う。

各地域ごとに、販売店の営業担当者向け研修を開催し、販売店を含め、地上デジタル放送に関する消費者からの問い合わせ、相談対応の充実を速やかに図る。

アナログテレビ放送受信機の購入者に対しては、デジタル受信機の発売開始など適切な時期をとらえ早期に受信機へのシールの貼付や説明書の同梱を行うなどして、アナログ放送終了の時期を含むスケジュールやアナログテレビ放送受信機は2011年以降、デジタルセットトップボックス等が必要となる旨の周知等適切な情報提供、説明を行う。

アナログ周波数変更対策を要する地域の販売店等においては、地域の受信対策センターからの協力依頼に応じてアナログ周波数変更対策関係の店頭周知や地域住民からの各種問合せ対応等を引き続き実施する。

以上のほか、リーフレットやホームページ等各種の広告媒体を通じた周知を積極的に行う。

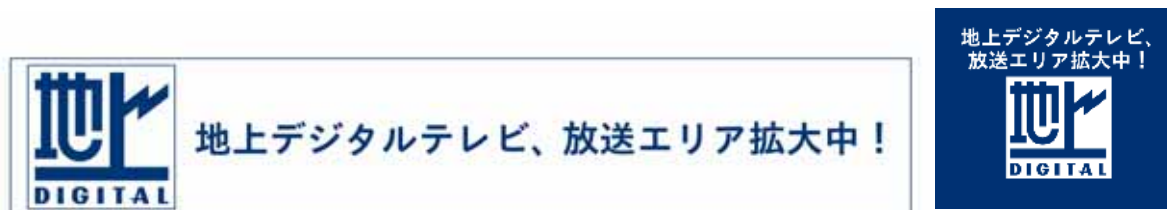
(3) 社団法人地上デジタル放送推進協会(D-P A)の取組

放送事業者やメーカーなどが実施する周知広報活動の内容を十分に把握し、それらとあいまって、より一層の普及促進効果が得られるよう視聴者、販売店、その他各種関係団体等に対し各々の状況に即した効果的な手法・内容の周知広報活動を行う。また、マスコミ等に対しても機動的に情報提供活動を行う。

三大広域圏のエリアマップについては、全国地上デジタル放送推進協議会と連携してエリアマップを作成し、販売店、地方公共団体等関係者へ配布する。また、D-P Aのホームページにおいて地域別・放送事業者のエリアマップを掲載する。

D - P Aのホームページにおいて、自宅が地上デジタル放送を視聴可能なエリアかどうか調べることができる検索システムが導入されたことから、同ページの周知を図る。

地上デジタルテレビ放送対応機器向けに作成した、放送エリア拡大等を示す共通ロゴマークについて、D - P Aの作成するカタログ等に用いるほか、受信機メーカー及び販売店にPOPやチラシ等での活用を勧奨する。



(4) 地方公共団体の取組

身近で簡便なテレビを通じて地域住民の誰もが参加できる電子自治体の推進や、携帯端末向け放送・サーバー型放送など高度サービスを通じた公共分野（教育、防災等）におけるサービス向上など、地上デジタル放送がこれからの地域情報化において極めて有効な情報通信基盤となることを共通認識として、地方公共団体において情報化推進担当のセクションと広報担当セクションとが連携を図り、各地域における地上放送のデジタル化に関する周知・広報を引き続き実施する。

特にアナログ周波数変更対策を要する地域の地方公共団体においては、地域の受信対策センターの行う周知と連携しながら、所要の時機に地方公共団体の広報誌や掲示板等を通じて、地域住民に対しアナログ周波数変更対策関係の各種周知を引き続き実施する。

(5) 政府の取組

国の施策としての地上放送のデジタル化の意義・必要性やアナログ放送の終了時期を含むデジタル化のスケジュール等について、ポスター、リーフレットの作製・配布、政府広報（定期刊行物、新聞等）、ホームページ、更には各種催物、イベント、集会等の場で活用できる、わかりやすく解説したVTR・DVDの幅広い提供等を通じて、繰り返し、所要の周知を多角的に引き続き実施する。

特に、国民一人一人の関心、ニーズ等に対応した受信機器や、その購入時期の的確な選択を可能とする適切な情報の提供を可能な限り実現していく。

なお、リーフレットやDVD等配布物について、より分かりやすく、地上デジタル放送の魅力を訴求できるものに改善を進めていく。

政府自らも地上デジタル放送の周知を目的とするイベントを適切なタイミングをとらえて引き続き開催していくとともに、周知広報施設の設置・充実を図る。

全国地上デジタル放送推進協議会において、D・P・Aその他関係者の協力を得つつ、12月1日～7日を「地上デジタル推進週間」と位置づけ、「あなたの街にも！地上デジタル放送」をキャッチフレーズとして、全国の地上デジタル放送の開始時期（親局）ロードマップの作成・周知を中心に、放送番組や新聞広告、交通広告などを連携させた周知広報活動を展開する。〔再掲〕

地上デジタル放送に関する受信相談体制を整備し、視聴者からの問い合わせ、相談対応の充実を図るとともに、視聴者の視点に立ってデジタル放送受信機の購入や設置方法を分かりやすく解説するリーフレットを作成、配布する。

（参考）2003年3月にコールセンター（0570-07-0101）を設置した。

アナログ周波数変更対策については、個別世帯対策開始の約3か月前から、お知らせ、リーフレットの配布等により対策を要する世帯等に対し所要の周知を行い、関係機関と連携した取組を通じて、デジタル化の意義、アナログ周波数変更の必要性、当該地域での変更及び工事の内容、工事期間、給付金の申請手続き等について、事前の所要の理解と協力を得る。

また、地域の受信対策センターに電話相談窓口を設けるとともに相談員を配置し、各種の問い合わせ、照会への対応等を的確に行う。

地上放送のデジタル化による視聴者のメリット

1 鮮明な映像と高音質による臨場感豊かなサービスが利用可能に

地上アナログ放送では実現出来なかった高精細なハイビジョン映像での放送サービスが視聴できるようになる

画面は、従来の縦横比 4 : 3 から、画面を見る視界が最適となる比率といわれている 16 : 9 のワイド画面が標準となり、ワイド画面で臨場感溢れる鮮明な映像での視聴が可能となる
音質も CD 並みのクリアで高品質な放送が実現。音声・音響が前後左右から聴こえ、あたかもその場にいるかのような圧倒的な臨場感を体験できるサービスも利用可能となる
高層建築物等からの反射波などによるゴースト（映像の二重映り）のないクリアな放送が視聴できるようになる

2 従来にない多彩な情報の入手や双方向機能等を備えた様々な利便性の高いサービスが利用可能に

通常のテレビ番組に加えて、視聴者が居住する地域の天気予報や各種生活情報、行政情報、医療福祉情報など、地上デジタル放送によるデータ放送ならではの多彩な情報にいつでもアクセスできるようになる

また、非常災害時には、データ放送によって、これまで以上にきめ細かい、地域のライフ・ライン情報や交通情報などをいつでも見ることができるようになるほか、後で述べる携帯端末を利用すればどこにいてもこうした情報に安定的にアクセスすることができるようになる

テレビ番組から関連する詳細情報へリンクし、必要な情報を入手したり、更には、インターネットに連動した双方向機能により、各種予約、テレビショッピングを楽しむことや、テレビ番組のプレゼント告知への応募、クイズ番組やアンケートなど視聴者参加型のテレビ番組への参加も簡単なりモコン操作で可能となる

(例)	(テレビ番組)	(インターネット)
紀行番組	気に入った温泉宿をリモコンで選択 (部屋の種類、価格等の詳細情報)	テレビ画面上で予約

1つのチャンネルで同時に複数のテレビ番組を提供することもでき、視聴者の番組選択の幅が広がるほか、スポーツ中継などにおいて複数のアングルによる中継の中から視聴者が好みのアングルを選択できるマルチアングルサービスや立体テレビ（めがね型等）も実現可能となる

3 携帯電話や携帯情報端末（PDA）での視聴や移動体での安定したサービスの利用が可能に

携帯電話や携帯情報端末によるテレビ視聴という従来にない、新しいテレビ視聴形態が可能となり、例えば、携帯電話による帰宅途中や街角でのナイター観戦や他球場の経過速報のデータ放送による取得、見逃したシーンのダウンロード視聴、さらには、生放送中のクイズ番組への参加なども可能となる

移動用受信機により自動車や電車、バスなどの中においても安定した放送サービスの利用が可能となる

4 高齢者・障害者にやさしいサービスが充実

デジタル化により伝送できる情報量が増大することから、字幕・解説サービスの充実が可能となる

セリフ等が速くて聞き取りにくい場合に、視聴者の方で聞き取り易くなるよう速度を調整することが可能となる

5 番組選択や好きなときに見たい番組の視聴が容易に

テレビ等に番組一覧、番組案内情報を表示する電子番組案内（EPG）を利用することにより番組選択が容易になる

サーバー型放送サービスの提供により、1～2週間分のテレビ番組等を自動録画する中で、好きなときに見たい番組、情報を検索し、視聴することが容易になる

また、好みの場面やハイライトシーンのみを視聴したり、ドラマ、映画などのダイジェスト視聴も可能となる